

## 基本施策3 豊かな人間性の育成

### 施策の柱6 自他を大切にす心や自己肯定感を育むとともに、規範意識を高める

取組14	ボランティア活動や体験的な活動の充実	担当課	義務教育課、高校教育課、生涯学習課、(知)環境政策課
○ボランティア活動を充実させるために、学校と関係機関との連携、社会教育団体の活動や地域行事への児童生徒の参加を一層推進します。			
令和5年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立青少年自然の家や県青少年会館において、青少年や中高生に向けたボランティア養成や体験会などを実施した。               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 青少年ボランティア養成 参加人数 延べ76人</li> <li>○ 青少年ボランティア体験 参加人数 延べ210人</li> </ul> </li> <li>・ 小学校におけるボランティア・チューター「ようこそ先輩！」を実施した。               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 参加校：47校 ○ 参加生徒数：224名 ○ 受入小学校数：130校</li> </ul> </li> </ul>		
5年間の成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ボランティア養成講座に参加した高校生や大学生が、キッズキャンプ等の事業にボランティアスタッフとして参加するなどし、養成から実践への流れを構築することができた。</li> <li>・ 卒業後の進路が決まった高校生が、母校の小学校でボランティア・チューターとして活動することによって、社会性や望ましい勤労観・職業観の伸長を図るとともに、自己有用感や自己を生かす能力を養うことができた。</li> </ul>		
5年間の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 参加者の応募状況について、事業によってばらつきがあったり、男女差があったりするなどしたため、周知の仕方等について更に検討していく必要がある。</li> <li>・ コロナ禍で実施を中止したことにより、「ようこそ先輩！」の認知度が下がったため、広報活動をより積極的に行うなどして参加人数が増えるよう努める必要がある。</li> </ul>		

○「社会を生き抜く力」を育むため、「自然体験活動」「社会体験活動」の機会提供を推進します。			
令和5年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県立青少年自然の家2所にて、青少年自然体験事業を実施した。               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 親子体験活動（親子デイキャンプ、登山、星空観察会等）参加者 延べ167人</li> <li>○ 自然体験活動（オープンデー、出前講座等）参加者 延べ1,858人</li> <li>○ 宿泊自然体験活動（2泊3日程度の長期キャンプ）参加者57人</li> </ul> </li> <li>・ 青少年自立・再学習支援事業（G-SKY Plan）を実施し、不登校等の問題を抱える青少年に2週間以内の社会体験等を提供することにより、自立支援を行った。 相談等延べ件数：752件、社会体験活動実施数：27件（延べ27件）、進路相談会：2回実施</li> </ul>		
5年間の成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青少年及びその保護者を主たる対象として、様々な自然体験活動を提供することにより、青少年の主体性や協調性、社会性、問題解決能力等「生きる力」を育成するとともに、家庭や地域の教育力向上にも資することができた。</li> <li>・ 体験活動終了後には、よい方向に変化した生徒等が多く見られた。表情も明るくなり、自信もうかがえることができた。また、引きこもりがちだった生徒が支援教室に通うようになったり、体験した職業に就くことを考えた進路選択をしたりするなどの変化も見ることができた。</li> </ul>		
5年間の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き、学校、青少年団体等のニーズに沿った新規プログラムを開発し、提供していく。</li> <li>・ 出前講座の開催等、所外にも積極的に出向き、県民に自然体験活動の機会を提供しており、今後も内容や回数等を精査し実施していく。</li> <li>・ 体験活動後のフォローの仕方について、登校を促したり、教育支援センターでの学習を勧めたり、再度体験活動を勧めるとりするなど考えられるが、本人の意思を尊重し、自分で考えて決めていく時間を確保してあげる支援が必要である。</li> </ul>		

○地域や学校の特色を生かした体験活動や、命の大切さが実感できる体験活動の充実を図ります。			
令和5年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各学校における「動物ふれあい推進事業」が充実するよう、学校獣医師を指定した。 学校獣医師の指定：指定人数 51名 動物ふれあい推進事業実施校 110施設（小学校64校、特別支援学校6校、幼稚園・保育園 40園）</li> </ul>		
5年間の成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校獣医師の協力のもと、動物ふれあい教室では、ウサギ等の小動物とのふれあいを通じて、正しい飼い方等について体験し、生命の尊さや大切さについて学習することができた。</li> </ul>		
5年間の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小動物を飼育している学校が対象となったため、動物ふれあい推進事業実施校が減少している。各学校における事業が充実したものとなるよう、事業を主管する食品・生活衛生課との連携・協力をしている。</li> </ul>		

○自然体験・社会体験活動や地域貢献・奉仕活動を行っている青少年団体を支援します。	
令和5年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>群馬県子ども会育成連合会、公益財団法人日本ボーイスカウト群馬県連盟、一般社団法人ガールスカウト群馬県連盟の活動を充実させるため、事業費を補助した。</li> <li>青少年団体の運営への助言を行うなど、青少年の健全育成を推進した。</li> </ul>
5年間の成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体活動の活性化が図られ、青少年教育に係る指導者の育成等につなげることができた。</li> </ul>
5年間の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>少子化の流れを受け構成員が年々減少しているが、魅力ある活動ができるよう引き続き支援が必要である。</li> </ul>

○環境に関心を持って自ら学ぶとともに、環境と人との関わりについて正しく理解し、地域の課題解決に向けて主体的に行動できる人を育てるため「群馬県環境基本計画2021-2030」（※令和2年度まで「群馬県環境学習等推進行動計画」）に基づく環境教育を推進します。【取組5再掲】	
令和5年度の取組実績	気候変動・エネルギー、ぐんま5つのゼロ宣言、廃棄物対策、自然観察会、森林ボランティア体験会など計10回の講義、実習により、ぐんま環境学校（エコカレッジ）を実施した。令和5年度は新たな実習として下水処理施設の見学を行った。受講生は26名であった。
5年間の成果	幅広いカリキュラムを通して、地域の環境活動に自ら進んで取り組む人材（環境アドバイザー等）を育成した。（環境アドバイザー登録人数 R1当初:248人 → R5末:375人）
5年間の課題	<p>修了率が年々低下しており、魅力のあるカリキュラムを企画する必要がある。</p> <p>（R1:79%, R3:65%, R4:42%, R5:38% ※R2は新型コロナウイルス感染症の影響で修了者なし）</p> <p>また、ぐんま環境学校（エコカレッジ）終了後は、自主的な環境活動の実践が期待されているが、個人の実践から地域を挙げた実践に広げていくことが重要である。</p>

## 基本施策3 豊かな人間性の育成

### 施策の柱6 自他を大切にす心や自己肯定感を育むとともに、規範意識を高める

取組15	人間としての生き方についての考えを深める道徳教育の充実	担当課	義務教育課、高校教育課
○小・中学校においては、道徳教育の全体計画及び別葉の作成、活用、見直しを行うことにより、道徳科を要として各教科、総合的な学習の時間及び特別活動等、学校の教育活動全体を通して効果的に道徳教育を進めます。			
令和5年度の取組実績	・道徳教育推進教師を対象とした道徳教育研究協議会を開催し、学校教育の指針に基づく授業づくりについての説明や教育活動全体を通じた道徳教育の充実についての講話、道徳教育推進教師の役割についての班別協議を行った。		
5年間の成果	・授業づくりやICT活用についての研修が積極的に実施され、「考え、議論する道徳」への授業改善が進むとともに、学校全体で道徳教育に取り組む指導体制が整いつつある。		
5年間の課題	・各学校での全教育活動を通じた特色ある道徳教育の充実に向けて、諸計画の活用・見直しが進むよう研究協議会等の内容の工夫・改善を図っていく必要がある。		

○要となる道徳科の時間では、主たる教材として教科書を効果的に活用し、主体的に自分との関わりで考え、多様な考え方、感じ方と出会い交流する「考え、議論する道徳」を充実します。			
令和5年度の取組実績	・道徳教育研究指定校において、群馬大学と連携して研究や授業づくりに取り組み、公開授業、授業研究会を実施し、「考え、議論する道徳」の充実を図った。（R5年度指定校：安中市立第二中学校） ・新規採用の全小中学校教員に、道徳の授業づくりや評価の実践例をまとめた指導資料を配布し、活用を促した。		
5年間の成果	・道徳教育研究指定校において公開授業を実施したり、学習指導案やICTの活用事例をWebサイトへ掲載したりしたことにより、研究成果を全県に向けて発信することができた。		
5年間の課題	・「考え、議論する道徳」の授業改善に向けて、学校教育の指針、「はばたく群馬の指導プランⅡ（ICT活用Ver.含む）」やこれまでに全小中学校教員に配布している各種資料の活用について道徳教育研究協議会等で周知し、明確な指導観を基にした授業づくりや発問構成等の指導法の工夫・改善の充実を引き続き図っていく。		

○児童生徒がよりよく生きていく力を身に付けられるようにするために、生命の尊重、親切・思いやり、規則の尊重、家族愛等の学習指導要領が定める各内容項目について、自己の生き方への考え方を深める学習を充実します。			
令和5年度の取組実績	・県教育委員会義務教育課Webサイトにおいて、研究指定校の実践事例を掲載した。 ・新規採用の全小中学校教員に、道徳の授業づくりや評価の実践例をまとめた指導資料を配布し、活用を促した。		
5年間の成果	・「考え、議論する道徳」への質的転換に向けた授業づくりの参考となるように、Webサイトにおいて学習指導案やICTを活用した実践事例を掲載し、各内容項目の学習の充実を図ることができた。		
5年間の課題	・学習指導要領に示された各内容項目の学習がさらに充実するよう、学習指導案やICT活用の実践事例の収集・Web掲載による発信を継続する必要がある。また、自己の生き方への考えが深まるよう、授業改善に向けた研修等の工夫を図っていく必要がある。		

○高校においては、公民科や特別活動を中核的な指導の場面として、学校教育全体を通して、人間としての在り方や生き方に関する学習を行います。

令和5年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公立高校・公立中等教育学校・県立特別支援学校の道徳教育推進教師を対象とした道徳教育推進協議会を実施し、高校における道徳教育の一層の推進を図った。</li> <li>・道徳教育総合支援事業の研究指定校である県立渋川女子高校における道徳教育を一層推進した。また、渋川女子高校における道徳教育の研究成果は、公開授業等を通じて県内外から参加した多くの教育関係者に向けて発信した。</li> </ul>
5年間の成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての学校が、「道徳教育の全体計画」及び「道徳教育の目標と教科の関連表」を作成し、計画的に道徳教育を行うことができた。</li> <li>・研究指定校における研究成果は、毎年全県に周知し、各学校の道徳教育の取組の一層の充実を図ることができた。また、令和4年度の研究指定校であった吉井高校の取組は『月刊中等教育資料（No1043）』で特集されるなど、広く全国の教育関係者に向けて周知することができた。</li> </ul>
5年間の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校長のリーダーシップのもと、道徳教育推進教師を中心に全ての教職員が連携し、「道徳教育の全体計画」や、「道徳教育の目標と教科の関連表」等に基づき、道徳教育を一層推進していくこと。</li> </ul>

○児童生徒の道徳性を高めるために、家庭や地域社会との連携を充実します。

令和5年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研究指定校等の家庭や地域社会との連携や積極的な発信等の取組を紹介したり、道徳教育研究協議会において郷土資料集「ぐんまの道徳」の活用を促したりした。</li> </ul>
5年間の成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校で、道徳科の授業公開、学校通信や学校行事等を通じて道徳教育の取組を発信し、家庭や地域社会との共通理解を図ったり、「ぐんまの道徳」を年間指導計画に位置付けたりすることができた。</li> </ul>
5年間の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭や地域社会との連携の充実に向け、各学校に対して継続的に、道徳教育の取組等の積極的な発信を促したり、家庭、地域の方々が参加、協力した事例等を紹介したりしていく必要がある。</li> </ul>

## 基本施策3 豊かな人間性の育成

### 施策の柱6 自他を大切にす心や自己肯定感を育むとともに、規範意識を高める

#### 取組16 自らの態度や行動につながる人権教育の推進 担当課 義務教育課、高校教育課、生涯学習課

○教育活動全体を通じて人権教育の基盤である常時指導を充実するとともに、「人権教育で育てたい能力・態度」を明確にした授業を実践します。

令和5年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育指定校事業や地区別人権教育研究協議会において、「人権教育で育てたい能力・態度」を明確にした公開授業を5校で実施した。県内200人以上の教職員が参加した。</li> <li>・各学校では、全体計画、年間指導計画に基づき、全ての教育活動を通じて構造的指導（常時指導、間接的指導、直接的指導）に留意した授業づくりを推進した。</li> <li>・初任者研修等の講義や人権教育推進協議会の中で、教育活動全体を通じて人権教育の基盤である常時指導の充実を図るよう促した。</li> </ul>
5年間の成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育推進状況調査では、人権教育主任の位置づけの定着や、全体計画や年間指導計画の整備、見直しや改善が進み、各学校で計画的な指導が行われた。</li> <li>・人権に関わる実践事例や学習指導案等の成果を県のHPに掲載することで、人権教育の推進を図ることができた。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響で参加者が少なかった時期もあるが、地区別人権教育研究協議会等における授業公開には多くの教職員が参加し、人権重要課題や授業について協議を行うことができた。</li> </ul>
5年間の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の個別の人権課題に関わる研修において、研修が不十分な人権重要課題もあることから、今後も学校の実態に応じた研修を工夫していくことが必要である。</li> <li>・参加体験型の研修や関係機関の人材を活用した教育活動の充実を図れるよう、情報発信していく必要がある。</li> <li>・今後も人権に関する正しい理解や人権感覚の高揚を図っていく。</li> </ul>

○児童生徒の人権尊重の態度を育成するために、人権教育に関わる校内研修を充実し教職員の人権に関する正しい理解を深めるとともに、人権意識の高揚を図る取組を進めます。

令和5年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の人権教育担当者が参加する人権教育推進協議会において、宝塚大学教授 日高 庸晴 氏を講師として「LGBTQの児童生徒の存在を認識した学校での取組」について講演を行った。また、「教職員の人権感覚」について小グループで協議を行い、全体で共有を図った。</li> <li>・高等学校においては、人権問題に特化した校内研修に加えて、職員会議や朝会等において県及び市町村教育委員会の研修内容の周知等を行うなど、教職員の人権意識を高めるための取組を推進した。</li> </ul>
5年間の成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎年行っている人権教育推進協議会には、県内全ての学校の人権教育担当等が参加している。講演や協議を通じて、各校の人権教育担当者等の資質の向上及び人権意識の高揚を図ることができた。</li> <li>・指定校等では、「人権教育推進資料」（R2.3改訂）で示した人権重要課題11項目と学習指導要領との関連が分かる一覧表を基に、自校の年間指導計画を見直し、それぞれの重要課題に関わる学習を各教科等に位置付けるなど、「直接的指導」の充実を図ることができた。</li> <li>・全ての公立高等学校が、いじめ防止基本方針等に関する研修を含む人権に関する諸条約や法令に関する研修及び研修内容の周知を行っており、教職員の人権意識を高めるための一層の充実を図ることができた。</li> </ul>
5年間の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・時代の変化に伴い人権問題は深刻・多様化してきているため、今後も教職員一人一人が人権重要課題の理解を深めるとともに変化に対応した研修等を行っていくことが必要である。</li> <li>・校内研修は、学校によって取組状況に差が見られることから、研修の工夫について情報提供していく必要がある。</li> <li>・公立高等学校において、生徒の人権感覚の育成に有効な参加体験型学習の研修や外部講師を招いた研修をより一層推進していく必要がある。</li> </ul>

○地域及び関係機関等との連携による多様な学習活動を推進することで人権教育の充実を図るとともに、保護者に対する人権に関する情報提供を進め、人権意識の高揚を図ります。	
令和5年度の取組実績	・幼稚園児・小学生の保護者及び中・高校生や一般等各層に合った人権教育学習・啓発資料を作成・配付し、学習及び啓発・普及に活用されるよう努めた。
5年間の成果	・第5学年の保護者対象資料「みんなの願い」、園・保育所の4歳児保護者対象資料「めぶき」などの人権教育資料の配布による情報提供を行うことで、保護者の人権意識の高揚が見られた。
5年間の課題	・人権課題の多様化により、新しい課題を盛り込んだ啓発資料の作成が必要となっている。 ・作成した資料の活用を促進するため、各種協議会や研修会等で活用を呼び掛ける必要がある。

○社会教育における人権教育推進の中核となる指導者を育成します。	
令和5年度の取組実績	・「群馬県人権教育の基本方針」「群馬県人権教育充実指針」に基づいた人権教育を推進するため、教育事務所ごとに必要な事項の研修や協議を計10回実施、565名を養成した。
5年間の成果	・学習機会の提供について、コロナ禍においても内容や方法を工夫することで学習機会を確保し、地域の指導者としての人権感覚を高めることができた。学習テーマは11の人権重要課題のほか、多様な性の在り方や避難所での人権など新たな人権課題を取り上げ、社会のニーズに合わせた事業を実施することができた。
5年間の課題	・実施事業の形態や方法については、講演会、映画、ビデオ視聴、展示が多くなっており、今後は参加体験型学習による実施を更に増やしていく必要がある。 ・養成した指導者の活用の機会を広げていく必要がある。

○市町村が行う集会所等を拠点とした人権教育推進事業に対して支援します。	
令和5年度の取組実績	・地域の集会所等を拠点として実施する人権教育推進事業（15市町村62カ所）に対し、その経費の一部を補助した。
5年間の成果	・各集会所において市町村が計画した人権に関する講座や地域住民の参加・交流を推進するための人権教育推進事業が年間を通じて円滑に実施されたことで、人権に対する住民の理解と交流が深まった。 ・県として市町村の事業を視察し、事務局職員等と意見交換をする中で、必要な情報の提供や助言をすることができた。
5年間の課題	・地域住民が人権の重要性についての正しい理解と豊かな人権感覚を身に付けられるよう、今後も継続的に地域の集会所等を拠点とした人権教育を推進して行く必要がある。

## 施策の柱6における指標の状況、5年間の総括

## 指標の状況

指標		策定時		目標値	2024.4月末時点の最新値		進捗率	指標の状況に係る5年間の総括
項目	細目	数値	年度		数値	年度		
教職員の人権意識を高めるための研修 <sup>※</sup> に取り組んだ学校の割合	小	97.0%	2017	100.0%	100.0%	2023	100.0%	・研修に取り組む学校の割合は増えてきており、令和4年度から100%となっている。 ・資料や映像を活用し法令や重要課題に関する研修が進んでいる。また、公開授業を通じた授業研究会等も定着しつつある。
	中	99.0%	2017	100.0%	100.0%	2023	100.0%	
	高	68.0%	2017	100.0%	100.0%	2023	100.0%	
	特支	80.0%	2017	100.0%	100.0%	2023	100.0%	
「児童生徒は、授業では課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組むことができている」と回答した学校の割合（全国学力・学習状況調査学校質問紙調査「当てはまる」と回答した学校の割合）	小	88.8%	2018	100.0%	87.9%	2023	-8.0%	小中ともに90%以上となった年度もあった。自律した学習者の育成に向けて次期計画における取組の充実を図ることが重要である。
	中	85.1%	2018	100.0%	88.0%	2023	19.5%	
母校の小学校におけるボランティアチューターに参加している高校生の人数	高	241人	2017	280人	224人	2023	-43.6%	コロナ禍のため一時的に参加人数が減少したが、徐々に回復している。

## 【参考】5年間の指標の推移

指標		2020.4月末時点の最新値	2021.4月末時点の最新値	2022.4月末時点の最新値	2023.4月末時点の最新値	2024.4月末時点の最新値
母校の小学校におけるボランティアチューターに参加している高校生の人数	数値	269人	0人	0人	166人	224人
	進捗率	71.8%	-617.9%	-617.9%	-192.3%	-43.6%

## 5年間の総括

<ul style="list-style-type: none"> <li>・群馬県人権教育の基本方針や人権教育充実指針に基づく指導を通して、人権問題についての教職員の理解と認識を深め、学校における指導の充実を図ってきた。今後も教職員の人権重要課題への理解を深めることができるよう研修の充実を図る必要がある。</li> <li>・「ようこそ先輩！」（高校生ボランティアチューター）は2020年度及び2021年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となったが、2022年度からコロナ禍以前と同様に実施している。2022年度の参加高校生数は166名、2023年度は243名であり、徐々にコロナ禍以前の状況に戻りつつある。令和6年度も引き続き実施し、高校生の社会性や望ましい勤労観・職業観を伸ばせる機会を提供していきたい。</li> <li>・公立高校・公立中等教育学校・県立特別支援学校の道徳教育推進教師を対象とした道徳教育推進協議会を実施し、高校における道徳教育の一層の推進を図ることができた。引き続き、学校が実践に落とし込めるような、具体的な提案を示すように努めていく。</li> <li>・人権教育にかかる主任等の人員配置、全体計画、年間指導計画の整備等が進み定着しつつある。また、各校において人権に対する意識が高まり、資料や外部講師等を活用した研修会の実施機会が増えている。今後は、多様化する人権教育に対応できるように各関係機関との情報共有や継続した人権教育の周知を図る。</li> <li>・各学校で授業づくりやICT活用についての研修が積極的に実施され、「考え、議論する道徳」への授業改善が進むとともに、学校全体で道徳教育に取り組む指導体制が整いつつある。今後も研究協議会の工夫・改善や道徳教育研究指定校の実践の全県への発信を通して、県内各学校の道徳教育及び道徳科の授業の充実を図っていく。</li> <li>・青少年の自然体験活動や社会体験活動の参加機会を増やすため、情報発信や活動内容の充実等関係団体等と連携し検討していく必要がある。</li> <li>・育成した人権教育指導者の活用に向けて、活動の場やスキルアップの方法を引き続き検討していく必要がある。</li> </ul>
---

## 基本施策3 豊かな人間性の育成

### 施策の柱7 いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する

取組17	いじめの正確な認知に基づく適切な対応	担当課	義務教育課、高校教育課、特別支援教育課
○いじめは大人の目の届きにくいところで発生していることから、学校・家庭・地域が連携して早期発見に努めます。			
令和5年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止フォーラムにおいて、保護者や教師、地域の方々に対してネットいじめに関する動画を視聴する場を設定し、SNS等、大人の目の届きにくいところでつながり合う子供たちを、それぞれの立場でどう見守っていったらよいかについて意見交換した。</li> <li>・児童生徒の悩みやわずかな変容に早期に気付き、対応するなど、SOSを受け止める体制を整備するために、担任や学年職員、養護教諭、SC等の専門家など、全校体制で日常的に情報交換を行うことや、通信等を活用して積極的に家庭へ啓発することを、各種会議や研修会の場で繰り返し依頼してきた。</li> <li>・「法によるいじめの定義」について、各学校が職員及び保護者向けの研修を行い、軽微ないじめであっても見逃さない環境づくりに努めた。</li> <li>・各校の生徒指導主事を集めての協議会の開催、管理職への指示伝達等とおして、各学校の課題を共有したり、国や県の取組を説明・関係機関の取組の紹介をしたりしながら、学校全体の組織対応力の向上と教職員個人の指導力向上を図った。</li> </ul>		
5年間の成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校区内や地域におけるいじめ防止の気運の高まりが見られた。</li> <li>・コロナ禍により対面による会合等の開催が難しい状況が続いていたが、保護者や地域との一層の連携のもと、いじめ防止フォーラムを中核としたいじめ問題対策推進事業を推進することができた。</li> </ul>		
5年間の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの認知件数が横ばいの傾向が見られる。いじめ未然防止に向けた各取組により、本県はいじめ認知件数は全国平均に比べて低い数値となっているところだが、いじめを見逃さない積極的ないじめの認知を推進していく必要がある。</li> <li>・いじめの解消に向けた実効性のある対応及び子どもの成長支援の視点に立った再発防止に向けた取組の一層の充実につなげるために、学校と保護者・地域との一層の連携が必要である。</li> <li>・いじめ対策組織については、各学校の実態に応じて会議の方法を工夫する。</li> </ul>		

○いじめが生じたときには、「学校いじめ防止基本方針」に基づく組織的な対応を早期に行い、関係する児童生徒や保護者が納得するいじめの解決を目指します。			
令和5年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒指導対策協議会において、県内の公立小中学校等全校の生徒指導担当職員に対して、学校の実態や課題に応じた「学校いじめ防止基本方針」の定期的な点検・評価を依頼した。</li> <li>・問題行動等対策会議において文部科学省職員を講師に招き、公立小中学校等管理職を対象に、いじめの定義に基づく正確ないじめ認知や、いじめ防止対策推進法に基づく学校の取組について講義を行った。</li> <li>・児童生徒の感じる被害性に着目し、法に基づくいじめの正確な認知について周知した。</li> <li>・校内研修の資料として、県教育委員会が作成したリーフレット「いじめの問題は全て学校いじめ対策組織で対応します。」を配布するとともに、「短時間でできる校内研修～いじめに関する理解を深めよう～」も配布し、積極的な校内研修の実施を呼び掛けた。</li> <li>・管理職や生徒指導主事等を対象とした会議において、「いじめ防止対策推進法」や「学校いじめ防止基本方針」に基づく組織的な対応等に係る指示伝達を行った。</li> <li>・国公立私立全ての高校等を対象とした「いじめ防止啓発会議」を開催し、各学校におけるいじめ問題への対応の一層の改善・充実を図った。</li> <li>・生徒指導対策協議会において、学校における組織的な対応の実際や組織的な体制づくりに係る意見交換等を行った。</li> </ul>		
5年間の成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校いじめ防止基本方針の策定状況：策定率100%</li> <li>・「いじめ防止対策推進法」や「学校いじめ防止基本方針」等に関する教職員の意識の高まりや知識の深化が図られた。</li> <li>・「学校いじめ対策組織」の開催回数が増加するなど、組織的な対応が定着しつつある。</li> <li>・各校において、問題行動を未然に防止するため、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用して、一人一人の児童生徒について、校内で共通理解を図ることができた。</li> </ul>		
5年間の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校はいじめへの対応に対して、保護者の理解を得ながら進めていく必要があるため、日常的に学校いじめ防止基本方針の周知に取り組んでいく。</li> <li>・学校が法に基づき適切に対応できるよう、改訂された生徒指導提要の内容を踏まえながら、管理職等に向けた研修の充実を図る。</li> <li>・各校において、問題行動等が発生した際は、管理職やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育コーディネーター（専門アドバイザー）、担任等が連携をとりながら、また、その背景にも十分配慮しながら、校内委員会などにおいて、どのような指導が必要かつ効果的かということについて十分協議する。</li> </ul>		



<p>○SNS等を介したいじめや問題行動、犯罪被害等の状況を踏まえ、保護者や関係団体等と連携し、情報社会の進展とともに変化するネット上の諸問題を教員が正しく理解した上で、児童生徒の情報モラルを育成します。【取組12再掲】</p>	
令和5年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県警察本部子供・女性安全対策課と連携して情報モラル講習会を実施し、インターネット利用の正しい判断力、セキュリティ知識、危機回避方法を児童生徒に身に付けさせ、問題点等を考えさせるとともに、保護者・教職員とも情報提供することで、インターネットの危険性等について理解を深め、いじめや問題行動、犯罪被害等の未然防止を図った。</li> <li>・ 戦略企画課とともに令和3年度に制作したネットリテラシー向上動画教材に続き、ゲーム感覚でネット利用に関するトラブル等を疑似体験することのできる「体験型Web教材」を公開し、児童生徒用端末を用いて一人一人が自分事としてネット利用について考えられる授業例について、各種会議や研修の場で周知・説明してきた。</li> <li>・ いじめ防止フォーラムでは、インターネットを利用したいじめの未然防止についても協議内容として取り入れ、ネット上で行う発信が相手に与える影響について考える機会を設定した。</li> <li>・ 「SNSに頼らない人間関係づくり」に係る生徒主体の活動を推進し、新型コロナウイルス感染症に係るいじめや、SNS等を介した問題行動、犯罪被害等の未然防止を図った。</li> <li>・ ネットパトロール事業により生徒のインターネット上への不適切な書き込みを249件(リスク低249件、リスク中0件、リスク高0件)検知し、学校の指導を支援した。</li> </ul>
5年間の成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大人とともに学ぶことのできる情報モラル講習会に加え、児童生徒一人一人がネット利用についてじっくり考えられる体験型Web教材を周知したことで、日常的な情報モラル教育の充実を図ることができた。</li> <li>・ 各校が情報モラル講習会や企業による情報モラルに係る研修等を活用して、児童生徒及び保護者への理解啓発に取り組んだ。</li> <li>・ 体験型Web教材に関しては、夏休み前の利用が最も多く、長期休業前の生徒指導の充実につながった。</li> <li>・ メールやインターネット上の交流サイト等を介したトラブルや、出会い系サイト等へのアクセスの未然防止を図ることができた。また、生徒がSNS利用上の課題やいじめの未然防止等について話し合うことにより、互いに支え合う人間関係づくりを推進することができた。</li> </ul>
5年間の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ SNS等を悪用した誹謗中傷、いじめの増加やネットゲームの課金、アイテム譲渡等の強要など、ネットに関係する多様な問題行動を未然に防止する必要がある。</li> <li>・ ICT機器を学習で使用する機会が増えたことにより、動画を作成したり、インターネット上にアップしたりする中で生じるトラブルが報告されており、更なる対応が必要である。</li> <li>・ 障害の有無に関係なくSNSを日常的に利用する社会になっている中で、障害のある児童生徒が犯罪に巻き込まれないよう予防的な教育をより充実させる必要がある。</li> <li>・ SNSに頼らない人間関係づくりや日常モラルの向上に向け、学級活動や道徳科などを中心に、教育活動全体で、情報モラル教育を充実させていく必要がある。</li> <li>・ SNSやインターネットの危険性だけを取り上げ、それらから遠ざける指導にとどまることなく、これからの社会を生きていく児童生徒に、インターネット等を適切に利用することのできる知識や技能を育成していく必要がある。</li> <li>・ 「SNSに頼らない人間関係づくり」に向け、日常モラルの向上とともに、発達段階に応じた情報モラル教育を充実させていく必要がある。</li> <li>・ 「SNSに頼らない人間関係づくり」に係る生徒主体の活動を一層推進する必要がある。</li> </ul>

○いじめの早期発見や解消に向けた適切な指導ができるよう教職員の指導力の向上を図り、解決に向けて迅速かつ組織的に学校全体で取り組みます。	
令和5年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止に向けた教職員の行動計画となる「学校いじめ防止基本方針」の策定及び見直しに、学校として取り組み、組織的ないじめ対策の充実に取り組んだ。</li> <li>・生徒指導対策協議会において、県内の公立小中学校等全校の生徒指導担当職員に対して、コーディネーター役の教員を位置付け、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等専門家を活用した、いじめ防止のための校内指導体制の強化を依頼した。</li> <li>・教育相談体制の充実に yönelikリーフレットを活用し、管理職を対象とした研修会やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの協議会等において、児童生徒の不安や悩みを早期に発見し、組織的な対応をとることができる体制を整えるよう依頼した。</li> <li>・「いじめ防止対策推進法」等に基づくいじめ問題への組織的な対応を徹底させるため、リーフレットや校内研修用資料を全ての県立高校等に配布し、管理職や生徒指導主事等を対象とした会議において周知した。</li> </ul>
5年間の成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見に基づくいじめ防止についても、適切な指導が行なわれている。</li> <li>・子供の間で起きる些細なトラブルであっても、学校はいじめと認知し対応したと報告されるなど、法に基づいた正確ないじめの認知が定着し、組織的に対応に当たっている。</li> <li>・スクールカウンセラーが、いじめの被害者や加害者へのカウンセリングを行うなど、専門家を有効に活用した取組が多く行われるようになってきている。</li> <li>・「いじめ防止対策推進法」や「学校いじめ防止基本方針」等に関する教職員の意識の高まりや知識の深化が図られるとともに、法に基づくいじめの正確な認知が進んだ。</li> <li>・「法に基づく正確ないじめの認知」に関する校内研修で実施した学校が増え、教職員の理解が深まったことから、正確ないじめの認知につながっている。</li> <li>・各校において、問題行動等が発生した際に、誰が、どのように対応するか、特に各学部の生徒指導部員の役割を明確にした上で、管理職を含めた役割分担等を決めておくことができた。</li> <li>・校内研修を繰り返し行ったり、学校いじめ対策組織による会議を定例的に行ったりすることで、教職員のいじめ認知に対する意識が向上した。</li> </ul>
5年間の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの積極的な認知に努めるとともに、いじめの認知件数を発生件数にとらえず、潜在的ないじめもあるという危機意識を常にもち、指導の充実を図っていく必要がある。</li> <li>・児童生徒が不安や悩みを抱いたときに早い段階で相談できるよう、SOSの出し方に関する教育を充実させるとともに、それを受け止める側の体制強化に向けて、SC等専門家による校内研修の実施や教育プログラムの実施などを推進していく。</li> <li>・「いじめ防止対策推進法」等に基づく組織的な対応について、より一層の周知を図る必要がある。</li> <li>・各校において、問題行動等が発生した際は、管理職や教育相談担当、特別支援教育コーディネーター（専門アドバイザー）、担任等と連携をとりながら、また、その背景にも十分配慮しながら、校内委員会などにおいて、どのような指導が必要かつ効果的かということについて十分協議する。</li> </ul>

## 基本施策3 豊かな人間性の育成

### 施策の柱7 いじめ防止に努め、良好な人間関係を築く力を育成する

取組18 いじめを許さない心を育むための児童生徒による自主的な活動の支援

担当課 義務教育課、高校教育課、特別支援教育課

○学校は人権尊重の精神に基づく教育活動を展開し、児童生徒が自らの力でいじめを防止する活動を推進します。

令和5年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「令和5年度いじめ問題対策推進事業計画」に基づき、一人一人が大切にされる集団づくり、互いに支え合う人間関係づくりに焦点を当て、各学校の児童生徒主体のいじめ防止活動を推進した。</li> <li>・児童会や生徒会のいじめ防止活動年間計画を例示し、児童生徒主体の話合いや、いじめを自分事として考えることができるような活動に取り組むよう依頼した。</li> <li>・いじめ防止フォーラムでは、県内12地区において「互いを大切にし、助け合える人間関係をつくるために、私たちにできること～私がついているから大丈夫!!」という共通テーマのもと、人との関わり方やいじめについて意見交流を行った。</li> <li>・「SNSに頼らない人間関係づくり」に係る活動について、「1人1台端末(chromeBook)の使用ルールづくり」、「いじめ防止フォーラム」、「SDG s」、「私たちのスマホ利用ルール」と関連付けた活動を共通テーマとして、全ての県立高校・中等教育学校で生徒主体の活動に取り組んだ。</li> </ul>
5年間の成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒が、いじめを自分のこととして考え、いじめ防止活動に主体的に取り組んだ。</li> <li>【いじめ問題取組状況調査】 小学校：96.1%、中学校：94.3%、高等学校：86.6%、特別支援学校：76.9%</li> <li>・「いじめ防止強化月間」では、学級や児童会・生徒会を中心に、いじめ防止活動に積極的に取り組んだ。</li> <li>【いじめ問題取組状況調査】 小学校：96.0%、中学校：92.8%、高等学校：65.8%、特別支援学校：76.95%</li> </ul>
5年間の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒がいじめ問題を自分のこととして考え、主体的にいじめ防止に取り組める集団をつくるために、日常の諸問題を子供たち自身が話し合っ解決する風土を醸成できるよう、学級経営や学級活動、児童会・生徒会活動の充実を推進していく。</li> <li>・小学部から高等部まで設置されている学校など規模が大きい学校では、実態差が大きく取組の工夫が必要である。</li> </ul>

○学校間の連携を密にして、県内各地域で児童生徒の経験に基づく意見交換を行います。

令和5年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「令和5年度いじめ問題対策推進事業計画」に基づき、県内12地区で「いじめ防止フォーラム」を実施した。</li> <li>【参加校】401校（小学校:158校 中学校:147校 高等学校:76校 特別支援学校:18校 中等教育学校:2校）</li> <li>児童生徒による班別意見交流のほか、オンライン開催では、各学校での活動を紹介し合う活動を行った。</li> <li>・県内35市町村において、市町村主催の「いじめ防止子ども会議」を実施した。</li> <li>・「SNSに頼らない人間関係づくり」に係る活動について、「1人1台端末(chromeBook)の使用ルールづくり」、「いじめ防止フォーラム」、「SDG s」、「私たちのスマホ利用ルール」と関連付けた活動を共通テーマとしてを共通テーマに意見交換をおこなうなど、生徒主体の話合い活動を推進した。</li> </ul>
5年間の成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村主催の「いじめ防止子ども会議」等の活動を、一部の生徒だけではなく学校全体に広がる取組につなげている学校が多い。</li> <li>【いじめ問題取組状況調査】 小学校：88.4%、中学校：91.4%、高等学校：76.8%、特別支援学校：61.5%</li> <li>・各学校が「SNSに頼らない人間関係づくり」に係る活動等とおして、学校全体として問題解決に向けて自ら主体的に考え、行動する姿勢を養うことができた。</li> </ul>
5年間の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍をきっかけとして、参加児童生徒同士の人間関係づくりに役立つピアサポート体験のような接触を伴う体験活動が制限されてきた。今後、状況を見極めながら再開していくとともに、オンラインであっても参加児童生徒が互いに交流できるようなプログラムを周知していく。</li> </ul>

○児童生徒のよりよい人間関係づくりを進めるとともに、登校したいと思えるような魅力ある学校づくりを推進します。	
令和5年度の取組実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての児童生徒に対して、生徒指導の3つ（自己存在感、共感的な人間関係、自己決定）の機能を生かした日常的な指導・支援を行うよう依頼した。</li> <li>・いじめ防止フォーラムの全県共通テーマ「私たちは、互いを大切にし、助け合える人間関係をつくるために何ができるか考え、行動します！」に基づき、各学校で児童生徒による自主的ないじめ防止活動が行われた。</li> <li>・特別支援学校では、高等部のある学校を中心に、高校教育課と協働して実施している「SNSに頼らない人間関係づくり」の取組として、夏休みに生徒中心でレクリエーションを行ったり、年度初めにクラス団結式と銘打って学級旗を作ったりするなどの活動を行った。</li> </ul>
5年間の成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の人間関係づくりのために、挨拶運動や校内標語コンクールなど、多くの学校で児童会や生徒会を中心とした活動が広がってきている。</li> <li>・一人一台端末の有効活用に取り組み、一人一人の意見を大切にしたい意見交流や相手の意見を尊重しながらよりよい考えを練り上げていく活動が多く見られるようになった。</li> <li>・「SNSに頼らない人間関係づくり」に係る活動の報告書では、「職員会議等を通し、職員の意識も高まった」、「自らの行動を振り返るきっかけとなった」などの回答があった。</li> <li>・ネットリテラシーやタブレット等ICT端末の正しい使い方等を関連付けながら、よりよい人間関係について考える機会を持つことができた。</li> <li>・特別支援学校において、「SNSに頼らない人間関係づくり」は当初高等部だけで実施する学校が多かったが、令和5年度は実施20校中10校が他学部でも実施するようになった。</li> </ul>
5年間の課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止フォーラムやいじめ防止子ども会議を通して、人間関係づくりにつながる児童生徒主体の活動に広がりが見られているが、一方で学校によっては活動のマンネリ化に悩んでいるという意見もある。県内の学校の取組を共有できるよう、各地域における活動の好事例を周知していく。</li> <li>・生徒のスマートフォン等への依存やSNS上のトラブルは依然として多く発生している状況であり、生徒のICTリテラシー向上に向けた取組を一層推進する必要がある。</li> <li>・「SNSに頼らない」ということばの影響を受け、情報モラルやネットリテラシー向上の取組に偏りがちであるため、本来の「人間関係づくり」をメインとした活動になるよう周知が必要。</li> </ul>

## 施策の柱7における指標の状況、5年間の総括、基本施策3に対する点検・評価委員会の主な意見

### 指標の状況

指標		策定時		目標値	2024.4月末時点の最新値		進捗率	指標の状況に係る5年間の総括
項目	細目	数値	年度		数値	年度		
いじめ問題に関する校内研修会※を実施した学校の割合	小	53.0%	2017	100.0%	100.0%	2023	100.0%	いじめ問題に特化した研修会に加え、他の生徒指導等に係る研修会の中で、いじめ問題にも触れて実施した。
	中	55.0%	2017	100.0%	100.0%	2023	100.0%	
	高	62.0%	2017	100.0%	100.0%	2023	100.0%	
	特支	38.0%	2017	100.0%	100.0%	2023	100.0%	
※いじめ問題に関する校内研修会：いじめ問題に特化した研修会に加えて、他の生徒指導等に係る研修会の中で、いじめ問題にも触れて実施した場合も含む。								研修の実施について繰り返し呼びかけるとともに、研修資料を作成する等の取組が奏功し、大幅な改善が見られた。
児童会・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進したりした学校の割合	小	95.0%	2017	100.0%	100.0%	2023	100.0%	いじめ防止活動を県内全ての小中学校で実施し、児童会・生徒会活動等を通じて、いじめの問題を考えさせたり、児童生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進したりした。
	中	96.0%	2017	100.0%	100.0%	2023	100.0%	

### 5年間の総括

- ・いじめ問題に関する校内研修については、管理職や生徒指導主事等を対象とした会議において、その必要性について説明するとともに、市町村の指導主事に対しても管内の状況把握と学校への指導について依頼していく。
- ・いじめに関する校内研修の講師としてSC・SSW等専門スタッフを活用できるよう、各連絡協議会でのSC・SSWを対象とした研修や参考資料等の情報提供に取り組み、専門スタッフの資質向上を図る。
- ・県教育委員会が作成した令和5年度いじめ問題対策推進事業計画に基づき、引き続き、年間を通じた計画的な児童生徒主体のいじめ防止活動を推進する。
- ・いじめ防止対策推進法に基づいた「学校いじめ対策組織」による組織的な対応の徹底に向け、校内研修を複数回実施するなどし、引き続き、いじめの問題に係る教職員の意識や知見の向上等に取り組む。
- ・いじめ問題対策推進事業説明会において、児童会や生徒会による自主的ないじめ防止活動の好事例などを共有することで、各校での活動の充実を図る。
- ・児童生徒のインターネットリテラシーの向上に向けて、動画教材や体験型Web教材等を活用した指導及びSNSに頼らない人間関係づくりに係る児童生徒主体の活動の一層の充実を図る。

### 基本施策3に対する「群馬県教育委員会の点検・評価委員会」の主な意見

#### 評価できる点

- ・道徳推進研究協議会や道徳教育総合支援事業の指定校における研究成果等が広く共有され、資料を読み取ることが中心の道徳教育から、児童生徒が主体的に考え、議論する道徳教育へと改善が図られている。
- ・「自然体験活動」及び「社会体験活動」について、青少年自然の家における体験活動や、青少年自立・再学習支援事業（G-SKY Plan）における体験活動への参加者が増加傾向にあり、学びの機会を広く提供できている。

#### 課題

ボランティア活動の意義（地域課題の解決や社会の改善に関われること、また、自らの課題解決にもつながることなど）を、子どもたちにより一層強く伝えていくことが必要である。